（歯科衛生士法の一部改正）

第百二十六条　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第八条の十六中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第百二十七条　特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第百二十八条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二十六の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「した処分」を「する処分」に改め、「含む。）」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第百二十九条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十二第二項中「第一号法定受託事務」の下に「（以下「第一号法定受託事務」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　指定都市の長が第一項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第五十一条の十三第一項中「地方自治法第二条第九項第一号に規定する」及び「（次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。）」を削る。

（生活保護法の一部改正）

第百三十条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十五条第一項中「あつた」を「された」に、「五十日以内」を「当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

一　行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合　七十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　五十日

第六十五条第二項中「前項の」を「審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、「都道府県知事が」の下に「当該」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合　七十日

二　前号に掲げる場合以外の場合　五十日

第六十六条第一項中「市町村長の管理に属する行政庁が」を削り、「基づいて」の下に「行政庁が」を加え、同条第二項中「前条第一項」の下に「（各号を除く。）」を加え、「五十日」を「当該審査請求」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」に、「七十日」を「七十日以内」に改める。

第八十四条の二第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第百三十一条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の二の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「（試験の結果についての処分を除く。）」を削り、「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（狂犬病予防法の一部改正）

第百三十二条　狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条中「次条」を「次項及び次条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（検疫法の一部改正）

第百三十三条　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「（再審査請求を含む。次項及び第三項において同じ。）」を削り、同条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づき」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　第三項の審査請求（隔離の期間が三十日を超えない者に係るものに限る。）については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、適用しない。

第三十三条の二を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第百三十四条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第四十条―第四十二条の二）」を「審査請求（第四十条―第四十二条）」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　審査請求

第四十条の見出しを「（審査請求期間等）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。

第四十条第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立書又は」及び「異議申立人又は」を削る。

第四十一条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第四十二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十二条の二及び第五十条第二項を削る。